

公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会所有スポーツ用品・感染症対策物品等  
貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内における障がい者スポーツの一層の普及及び障がいがある方とない方が一緒に身近な場所でスポーツに親しむ機会の提供を目的に、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会が所有するスポーツ用品・感染症対策物品等（以下、「スポーツ用品等」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出スポーツ用品等)

第2条 貸出するスポーツ用品等は、別紙「貸出スポーツ用品等一覧」のとおりとする。

(貸出機関)

第3条 スポーツ用品等の貸出は、公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会（以下、「協会」という。）が行う。

(貸出対象者)

第4条 貸出対象者は、県内に所在または県内で活動する民間団体、学校及び企業、地方公共団体、一般県民、その他協会が適当と認める者とする。

(貸出・返却方法)

第5条 物品の借用を希望する者は、事前に協会に貸出状況等を確認の上、「借用申込書」（様式1）を協会あてに提出するものとする。

- 2 借用申込書は随時受け付けるが、原則として貸出予定日の1ヵ月前から開始するものとする。
- 3 協会は、前項による申請が適当と認められるときは、当該物品を貸出すものとする。
- 4 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出物品を協会から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、事前に協会と協議をし、必要と認められる場合は、この限りではない。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として1ヶ月以内とするとともに、会計年度（4月1日から翌3月31日）を跨ぐことはできない。ただし、事前に協会と協議をし、必要と認められる場合は、この限りではない。

(注意義務)

第7条 借受者は、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

(留意事項その他)

第8条 借受者は、貸出物品を使用して営利目的の活動や第三者への転貸を行ってはならない。

2 借受者は、貸出物品を使用して法令、公序良俗に反し、または反するおそれのある活動をしてはならない。

3 借受者は、貸出物品の使用中的事故により損害等を負った場合、又は第三者に損害等を与えた場合においても、協会に損害を請求することはできない。

4 借受者は、貸出物品を亡失又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに協会に報告するとともに、借受者の責任で原状に復するものとする。なお、その場合に要する経費については借受者が負担するものとする。

5 協会は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認められるときは、当該使用を禁止し、または貸出を取り消すことができる。

6 協会は、貸出に必要な個人情報、目的以外には使用しないものとする。

7 この要領に定めるもののほか、物品等貸出について必要な事項は、協会が別に定める。

附則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。